応急修理制度の手続きの流れ

災害救助法に基づく応急修理

事前準備（相談）

相談受付窓口

① 申請書の入手
②「罹災証明書」の入手

被災者 → 相談受付窓口

修理業者 ← 修理見積書の入手 → 被災者

修理業者 → 修理内容の説明 → 被災者

※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の斡旋等を実施

申請書等提出（受付）

被災者 → 相談受付窓口

〈提出書類〉
①「住宅の応急修理申込書」（様式第1号）
②「罹災証明書」※コピー可
③「施工前の被害状況が分かる写真」
④「修理見積書」（様式第3号）
※後日提出可だが、工事決定に必要
⑤「資力に関する申出書」（様式第2号）
⑥「住宅の被害状況に関する申出書」

審査

中能登町　土木建設課

「写真」、「修理見積書」の審査
※災害救助法対象分と個人対象分に整理
必要に応じて、現地調査の実施

工事の依頼

中能登町　土木建設課 → 被災者

被災者へ工事実施の連絡（様式第5号）

中能登町　土木建設課 → 修理業者

①「修理依頼書」を発行（様式第4号）
②「請書」を徴収（様式第6号）

※必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。

修理業者 ↔ 被災者

工事契約（自己負担分）

被災者に連絡の上、工事を実施

修理業者による工事の実施

完了検査

修理業者 → 中能登町　土木建設課

「工事完了報告書」を提出（様式第7号）
（「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付）

中能登町　土木建設課 → 修理業者

修理費用の確定

支払い

修理業者 → 中能登町　土木建設課

請求書の提出

中能登町　土木建設課 → 修理業者

請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、１世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。